

葬祭費について

葬祭費は沖縄県後期高齢者医療広域連合の被保険者が死亡したときに「葬祭をとりおこなった者」に対し2万円を支給する制度である。

届書の記載内容と後期高齢者医療画面及び住基画面等を照合し、申請人の資格の審査を行う。

【申請について】

申請人

申請人は、「葬祭をとりおこなった者」である。

※ 申請人が同居の親族、配偶者、直系親族以外の場合には、葬祭をとりおこなった事実が確認できる書類（火葬代の領収証、埋火葬許可証等）の写しで確認をとることとする。

申請に必要な書類

- (1) 支給申請書【別紙】
- (2) 申請人の印鑑
- (3) 振込先口座 ※ゆうちょ銀行を除く。
- (4) 被保険者証（返却済みの場合は不要）
- (5) 委任状（申請人と口座名義人が異なる場合）
- (6) 葬祭をとりおこなった事実が確認できる書類
（申請人が同居の親族、配偶者、直系親族以外の場合）

市町村窓口で確認すること

- (1) 支給申請書の内容確認
 - ・ 被保険者の死亡事実の確認（死亡届、埋火葬許可証、住基台帳による確認等）
 - ・ 申請人が葬祭をとりおこなった事実の確認（口頭確認）
（口頭確認でも良いが、申請人によっては書類確認を必要とする）
 - ・ 口座情報・氏名・押印等の確認
 - ・ 死亡の原因の確認
（交通事故等で第三者行為に該当する場合は傷病原因届書の提出をうながす）

市町村の事務

- ① 申請書の確認
- ② 申請内容を窓口端末へ登録し、広域連合へ送信
- ③ 申請書等を広域連合へ送付

広域連合における事務

- ① 支給申請書等の受付・確認
- ② 支給額の決定
- ③ 支給決定通知書の作成・申請人へ送付
- ④ 葬祭費の支給

※後期高齢者医療の葬祭費支給の要件は、死亡者が後期高齢者医療の被保険者の場合となる。

※葬祭費の支給は、被保険者が住民登録をしている市町村で申請を行うことを原則とする。

※葬祭費の時効については、死亡届日の翌日から起算して2年とする。

※送付時のファイリングの方法等その他の事項については、他の給付と同様の方法によるものとする。